

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第 3 2 号

令和 7 年 1 0 月 2 6 日執行の川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における期
日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の
2 第 6 項において読み替えて準用する同法第 3 9 条の規定により、次のとおり指定
しました。

令和 7 年 1 0 月 1 7 日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 倉 形 政 宏

施設の名称	所 在 地	設置期間
川崎市川崎区役所 1 2 階会議室	川崎市川崎区東田町 8 番地	1 0 月 1 8 日から 1 0 月 2 5 日まで
川崎市川崎区役所 大師支所仮庁舎 2 階会議室	川崎市川崎区台町 2 6 番 7 号	
川崎市川崎区役所 田島支所仮庁舎 2 階会議室	川崎市川崎区田島町 2 0 番 2 3 号	